

【平成28年4月1日施行】土砂条例の改正趣旨・概要

改正の趣旨

船橋市土砂条例は、平成15年に船橋市が中核市に移行する際に環境保全の観点から全面改正して現在まで運用してきました。土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するこの条例による規制は、市民の生活の安全を確保して生活環境を保全する上で重要な役割を果たしています。

しかし、施行から12年以上が経過し、改正前の条例の規定では対応が困難な事例も発生していることから、顕在化してきた諸課題に対応するとともに、不適正な事業者を排除する規定を整備するために所要の改正を行い、平成28年4月1日より施行されます。

改正の概要

1. 特定事業許可対象の拡大
 - ・ 事業区域面積が500平方メートル以上の事業に加え、土砂等の容積が500立方メートル以上の事業も許可対象事業になります。
2. 安全基準の改定手続きの変更
 - ・ 土砂等の安全基準を国の環境基準の変更に応じて迅速に改正できるようにしました。
 - ・ 事業者は、市から求められた場合は、土砂等の安全を証する書類等の提出が必要となります。
3. 事業者責任の強化
 - ・ 土地所有者への説明や事業の安全性確保について、事業者の責任に関する規定を追加しました。
4. 土地所有者の責任の強化
 - ・ 盛土等が行なわれる土地の所有者の責任に関する規定を定めました。
 - ・ 事業者が措置命令による措置を講じない場合等は、市が土地所有者へも措置命令することができるようになります。
5. 許可基準の追加
 - ・ 不適正な事業者の排除や事業長期化の防止等のため、下記の許可基準を追加しました。
 - (1) 欠格要件の規定
 - (2) 土地所有者の同意
 - (3) 完了までの期間
 - (4) 現場責任者の選任
 - (5) 許可事業開始までの期間
6. 変更許可の範囲に関する規定の追加
 - ・ 許可期限を延長できる期間は当初の期限から1年以内となります。
 - ・ 許可区域を拡大できる範囲は当初の面積の2倍以内となります。
7. 着手届の規定
 - ・ 着手届の提出が義務付けされました。

【平成28年4月1日施行】土砂条例の改正趣旨・概要

8. 土砂等管理台帳の作成等
 - ・ 事業者は、土砂の搬入量、搬出量を適正に管理するために土砂等管理台帳の作成等が必要となります。
9. 廃止等の事前届出
 - ・ 災害の発生を防止するため、事業を廃止や休止するときは事前の届出が必要となります。
10. 譲受け許可の新設
 - ・ 不適正な事業者を排除するため、事業を譲受ける場合は許可が必要となります。
11. 許可取消し処分規定の追加
 - ・ 取消処分における処分の理由が追加されました。
 - (1) 事業長期化防止のため、事業を1年以上行っていないとき
 - (2) 不適正な事業者排除のため、許可を受けた者、事業を譲受け・相続した者等が欠格要件に該当したとき
 - ・ 市は、災害等の発生を防止するため、取消処分を受けた事業に使用された土砂等の全部又は一部の撤去を、事業者に命ずることができるようになります。
12. 千葉県警察本部長の意見の聴取
 - ・ 事業者が暴力団員等に関する欠格事由に該当するか否かの確認を、市から千葉県警察本部へできることとなります。
13. 他の地方自治体への照会
 - ・ 土砂条例の運用のために必要な事項については、市から他の自治体等に照会することができることとなります。
14. 手数料の改定
 - ・ 許可における手続き等が変更されることから、下表のとおり手数料が変更になります。

	新規許可 (小規模)	新規許可 (小規模以外)	変更許可 (小規模)	変更許可 (小規模以外)	譲受許可 (小規模)	譲受許可 (小規模以外)
改正前	25,000円	36,000円	13,000円	16,000円	-	-
改正後	36,000円	48,000円	20,000円	28,000円	24,000円	28,000円

15. 公表
 - ・ 汚染・災害等の拡大を防止するため、違反の事実、違反の内容等が公表されることとなります。
16. 罰則の改定
 - ・ 追加された事項に関する違反についての罰則規定を追加しました。